

(地 475) (健Ⅱ 427) (税経 38)

令和 3 年 1 月 1 4 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

今 村 聡



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和 2 年度その 2）及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第 11 版）について

今般、厚生労働省医政局医療経理室、同省健康局結核感染症課、及び同省医薬・生活衛生局総務課の連名にて各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」が発出されました。なお、同名の事務連絡については、令和 2 年 1 2 月 1 6 日付け（地 458・健Ⅱ 378）にて貴会宛にお送り申し上げます。

今般の事務連絡は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の病床確保料に関して、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床は一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることを可能とする改正について周知を依頼するものです。前回の同名通知からの改正部分に下線が付されておりますのでご確認ください。

また、同じ趣旨により、併せて事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第 11 版）について」が発出されておりますので、同封してご案内申し上げます。（別添 Q&A の 2 2 ページ目に改正箇所あり。）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会管下関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。